

## 27. かき道3丁目地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
かき道3丁目地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（3戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、その他の用途が次のアからコまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店</p> <p>ク 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ケ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>コ 診療所</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第4. 建蔽率の最高限度（第6条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
かき道3丁目地区	10分の6（街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地にあつては、10分の7）

別表第5. 敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
かき道3丁目地区	180 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 ( 第 8 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
かき道 3 丁目地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3メートル以下であるもの イ 軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの (2) 軒の高さが 2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が 50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第 7 . 高さの最高限度 ( 第 9 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
かき道 3 丁目地区	12 メートル